





①都道府県	②市町村名	II 平成30年度主要保護認定基準																				III 就学援助率												
		(1) 平成30年度当初における主要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																				(2) フ、タ、チを選択した場合					(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1)平成29年度	(2)平成30年度		
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村住民税の非課税	ウ.市区町村住民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ.個人の事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わる)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めている)	チ.特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村住民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠			目安額(年額)	係数(倍率)倍	目安額(年額)万円							
該当団体数	37	28	29	26	27	28	30	19	17	25	25	19	17	21	20	16	6	7	0	7	29	29	29	29	29	0	0	5	7	37	37			
静岡県	静岡市																				1.3	その他		29	4	388			給与収入(税引き前) 借家、新規の場合	10%未満	10%未満			
静岡県	浜松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	総所得(諸控除前)		29	4	345			前年4月の生活保護基準で認定対象外となった世帯について、当面の間は、平成25年4月1日の生活保護基準で再審査を行うこととしている(その場合の目安額は366万円)。	10%未満	10%未満			
静岡県	沼津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		24	12	410				15%未満	15%未満			
静岡県	熱海市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														その他教育長が、特別に認める者として特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額係数1.3	10%未満	10%未満			
静岡県	三島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		24	12	340			災害により、当該年度において急激に生活状態が悪化したと認められる者	10%未満	10%未満			
静岡県	富士宮市						○							○																	10%未満	10%未満		
静岡県	伊東市		○									○				○					1.3	課税所得		25	7	357					10%未満	15%未満		
静岡県	島田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		24	12	460					10%未満	10%未満		
静岡県	富士市				○		○							○																		10%未満	10%未満	
静岡県	磐田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.4	総所得(諸控除前)		29	4	350						10%未満	10%未満	
静岡県	焼津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		24	12	365						10%未満	10%未満	
静岡県	掛川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	その他		29	4	340			【課税所得等の分類】収入額			10%未満	10%未満	
静岡県	藤枝市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		24	12	365						10%未満	10%未満	
静岡県	御殿場市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.8	総所得(諸控除前)		27	4	360						10%未満	10%未満	
静岡県	袋井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	課税所得		24	9	384						10%未満	10%未満	
静岡県	下田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	総所得(諸控除前)		24	12	365						5%未満	5%未満	
静岡県	裾野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	特別支援認定基準を採用。養育費の月額を加算。	10%未満	10%未満
静岡県	湖西市																				1.3	課税所得		24	12	430						5%未満	5%未満	
静岡県	伊豆市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		24	12	316						10%未満	10%未満	
静岡県	御前崎市																				1.5	総所得(諸控除前)		30	4	350						5%未満	5%未満	
静岡県	菊川市																				1.5	その他		28	12	425						5%未満	5%未満	
静岡県	伊豆の国市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	総所得(諸控除前)		25	8	348						5%未満	5%未満	
静岡県	牧之原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	課税所得		24	4	345						10%未満	10%未満	
静岡県	東伊豆町																				1.5	課税所得		29	4	345			基準所得だけでなく、地域民生委員の意見や学校長の意見書など。総合的に判断し、認定している。			5%未満	5%未満	
静岡県	河津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められたもの	5%未満	5%未満
静岡県	南伊豆町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得		29	6	228						10%未満	10%未満	
静岡県	松崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																		5%未満	5%未満
静岡県	西伊豆町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得		29	4	345			教育委員会が特に必要と認めるもの			10%未満	10%未満	
静岡県	函南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	総所得(諸控除前)		25	8	347						5%未満	10%未満	
静岡県	清水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	総所得(諸控除前)		29	12	291						5%未満	5%未満	

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																		III 就学援助率													
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																		(2) フ、タ、チを選択した場合				(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度				
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村住民税の非課税	ウ.市区町村住民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ.個人の事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているも	チ.特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額。又は同基準額に一定の係数を掛	ツ.市区町村住民税(所得割)課税に一定の係数を掛けたもの	テ.その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠			目安額(年額)					係数(倍率)倍	目安額(年額)万円		
倍	課税所得等の分類	年	月	万円																													
静岡県	長泉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	その他		30	4	440			(2)の基準根拠「その他」→「給与収入(税引き前)自営業者については、総所得額と民生委員調査、学校長の意見書等から総合的に判断		5%未満	5%未満	
静岡県	小山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		24	12	312			その他経済的に困窮し、生活状態が悪いと認められる者		10%未満	10%未満	
静岡県	吉田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得		28	12	455			(2) 基準根拠は、平成28年分の所得としています。		10%未満	10%未満	
静岡県	川根本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											5%未満	5%未満	
静岡県	森町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											5%未満	5%未満	
静岡県	牧之原市菊川市学校組合	○	○		○	○	○														1.5	課税所得		24	4	345						10%未満	10%未満
静岡県	御前崎市牧之原市学校組合																				1.5	総所得(諸控除前)		30	4	350						5%未満	5%未満



①都道府県	②市町村名	IV 平成30年度半要保護就学援助額																														(2) 補足事項						
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																				
		(1) 費目毎の援助額																																				
学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費											
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他			
静岡県	長泉町					○	11,420								○	40,600											○	25,000										・「支給平均額」について、平成30年度予算に計上した単価で記入 ・通学用品費は小2～小6のみ支給 ・医療費は支給対象費目だが実績なし
静岡県	小山町					○	11,420								○	20,470		○	0											○	28,000	28,000						通学費の支給該当者がいないため、実績なし。
静岡県	吉田町			○	11,100	11,100						○	19,900	19,900															○	15,000	15,000						支給平均額については、予算計上単価とした。	
静岡県	川根本町			○	11,420	11,250						○	20,470	31,880															○	21,490	0						支給平均額はH29年度の実績	
静岡県	森町			○	11,420	11,420						○	40,600	40,600															○	21,490	21,490						30年度予算に計上した単価	
静岡県	牧之原市菊川市 学校組合					○	11,420								○	40,600													○	21,490	21,490						通学費については、市単独事業「通学費助成金」により該当者に支給 をしているため、本制度では支給しない。	
静岡県	御前崎市牧之原 市学校組合																																			組合管轄の小学校なし。		







